

介護職員処遇改善加算による非常勤介護職員の時給への加算手当について

平成 3 1 年 4 月 社会福祉法人 楽友会

多摩市白楽荘在宅サービスセンター訪問介護事業所に勤務する非常勤介護職員に対し、平成 3 1 年 5 月から以下の要領で継続勤務加算の手当を支給する。

継続勤務加算について

- ① 継続勤務加算の継続勤務年数は、平成 3 0 年 4 月 1 日を起算日とする毎年 4 月 1 日の満年数とし、月数は切り捨てる。なお、多摩市白楽荘在宅サービスセンター訪問介護事業所以外の勤務年数は、当加算の継続勤務年数の算定から除外する。
- ② 継続勤務加算の手当は、訪問介護業務日 1 日に対して 1 回加算して支給する。
- ③ 継続勤務加算の金額は、継続勤務年数により区分し別表 1 に定める。
毎年度の継続勤務加算の金額は、4 月 1 日に決定する。